

(令和5年10月23日 庁議)

部 等 名 総 務 部

件名	令和6年度当初予算編成方針について（報告）
経緯	○ 令和6年度当初予算の編成に当たり、その基本的な方針を策定する必要がある。
内容	<p>○ 本県の県債残高は令和4年度末時点で9,456億円にのぼり、高い水準で推移しているほか、近年は多額の財源不足が発生している状況である。</p> <p>○ このように、厳しい財政環境にあるとはいえ、県民一人ひとりに豊かさがもれなく届けられる仕組みをもった「豊かさ共創社会」を築き上げるべく、必要な施策・事業を適切に実施していく必要がある。</p> <p>○ なかでも、人口減少危機対策は、ひとたび上昇の兆しを見せた合計特殊出生率が再び下降に転じ、総人口が43年ぶりに80万人を下回る危機的状況にある今、次代へとバトンをつなぎ、かけがえのない「ふるさと山梨」が、将来にわたって末永く愛すべきふるさとであり続けるため、今後、中・長期的視点で強力に取り組んでいくべき施策である。 また、その他の行政課題においても複雑・多様化が進む一方、解決に充てられる財源と人的資源は限られており、県民の期待に応える上で真に必要な事業の見極めと効率的な実施が以前にも増して求められている。</p> <p>○ このため、令和6年度予算は、徹底した歳出の見直しや、財源と人的資源の重点的、効率的配分を行うなど創意と工夫を重ねるとともに、国からの補助金や有利な交付税措置のある地方債の活用、県政に理解がある方々からの寄附金の獲得などの歳入確保努力を徹底し、少ない県負担で大きな事業効果が得られるよう努め、施策・事業に必要な経費を計上する。 特に、人口減少危機対策、業務効率化に関する事業については、積極的に必要な経費を計上する。</p> <p>○ なお、国の動向や県内の経済情勢を注視し、機動的かつ効果的に施策を展開していくため、今後の予算編成方針の取り扱いについては、必要に応じて弾力的な運用を図ることとする。</p> <div data-bbox="1050 1783 1359 1921" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">問い合わせ先 財政課 行村 内線 2150</div>

## 令和6年度当初予算編成方針

県内景気は一部に弱めの動きが見られるものの持ち直しており、来年度は県税収入の一定の増加が見込まれる一方、臨時財政対策債を含む実質的な交付税については、減少が見込まれる状況である。

また、本県の県債残高は令和4年度末時点で9,456億円にのぼり、高い水準で推移しているほか、近年は多額の財源不足が発生する年が相次ぎ、財政調整基金等の主要基金の取り崩しを余儀なくされている。

国は「経済財政運営と改革の基本方針2023」において「新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置付けの変更を踏まえて、地方財政の歳出構造について平時に戻す」と示したところであり、令和6年度の本県財政は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の特定財源の大幅な減少により財源不足額が増加し、基金を取り崩さざるを得ない極めて厳しい見通しである。

このように、厳しい財政環境にあるとはいえ、県民一人ひとりに豊かさがもれなく届けられる仕組みをもった「豊かさ共創社会」を築き上げるべく、必要な施策・事業を適切に実施していく必要がある。

なかでも、人口減少危機対策は、ひとたび上昇の兆しを見せた合計特殊出生率が再び下降に転じ、総人口が43年ぶりに80万人を下回る危機的状況にある今、次代へとバトンをつなぎ、かけがえのない「ふるさと山梨」が、将来にわたって末永く愛すべきふるさとであり続けるため、今後、中・長期的視点で強力に取り組んでいくべき施策である。

また、その他の行政課題においても複雑・多様化が進む一方、解決に充てられる財源と人的資源は限られており、県民の期待に応える上で真に必要な事業の見極めと効率的な実施が以前にも増して求められている。

このため、令和6年度予算は、徹底した歳出の見直しや、財源と人的資源の重点的、効率的配分を行うなど創意と工夫を重ねるとともに、国からの補助金や有利な交付税措置のある地方債の活用、県政に理解がある方々からの寄附金の獲得などの歳入確保努力を徹底し、少ない県負担で大きな事業効果が得られるよう努め、施策・事業に必要な経費を計上する。

特に、人口減少危機対策、業務効率化に関する事業については、積極的に必要な経費を計上する。

なお、国の動向や県内の経済情勢を注視し、機動的かつ効果的に施策を展開していくため、今後の予算編成方針の取り扱いについては、必要に応じて弾力的な運用を図ることとする。

- 1 各部局においては、組織・人員体制や、働き方改革の推進といった観点を踏まえ、最大の事業効果が得られる適切な業務量について十分に考慮することとし、新規の施策を要求するに当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、既存の事務事業を着実に見直した上で予算要求を行うこととし、新規事業1件につき、廃止事業1件以上を要することとする。ただし、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業は除く。
- 2 国の補助金や有利な交付税措置のある地方債のほか、新たな使用料・手数料の開拓、未利用財産の売却・貸付、ネーミングライツや広告料収入、ふるさと納税、更にはクラウドファンディング（寄附額により事業量を増加させる変動型を含む。）による民間資金の獲得など、あらゆる工夫を講じ、歳入の確保に全力で取り組むこととする。
- 3 新規事業はもちろんのこと、既存事業についても、活用可能な財源を徹底的に確認・洗い出しを行い、県負担の抑制に努めることとする。

投資的経費のうち、公共事業・県単独公共事業については、国の補助金に加え、有利な交付税措置のある地方債を積極的に活用することにより、県負担を抑制しながら事業費の確保に努めることとし、詳細については別途指示する。

また、その他の施設・設備の整備については、原則として、有利な財源が見込めるものを優先的に整備することとし、財政措置のないものについては、喫緊性を勘案しつつ、事業の実施時期等を調整することとする。
- 4 公共施設・出資法人の事業及び運営については、指定管理施設・出資法人調査特別委員会での審査や公共施設等総合管理計画に基づく施設のあり方検討、県出資法人経営健全化プラン、個別法人の改革プランを踏まえ、事業目的、事業効果、運営方法などを十分に検証し、効率化を図った上で計上するものとする。
- 5 県単独補助金については、社会経済情勢の変化や所期の目的の達成状況、県と市町村や民間団体等の関係を踏まえた役割分担の明確化、全国水準との比較などといった見直しの観点を踏まえ、補助目的や行政効果などを十分に検討し、不断の見直しを行うこととする。
- 6 試験研究機関の研究費については、産業界や県民のニーズに的確に対応するとともに、新技術の開発や新産業の創出に向け、実現性や波及効果などを十分に検討し、重点化、効率化に努めるものとする。
- 7 電気事業により生み出された利益を広く県民に還元するため、引き続き電気事業会計からの繰入金を確保し、本県の未来を見据えた子育て支援や教育環境の向上、スタートアップ支援等の事業に活用することとする。

電気事業会計からの繰入金の一部に加え、法人県民税法人税割に係る超過課税分や県有資産の高度活用による増収分は、やまなし教育環境・介護基盤整備基金に積み立て、少人数教育の推進、介護待機者ゼロ社会の実現に向けた事業に活用することとする。

8 ブランドプロモーション事業については、「地域プロモーション戦略」に基づき、重点化・効率化を図った上で計上するものとする。

9 以上を踏まえ、令和6年度当初予算の見積りに当たっては、次の要領で見積もることとする。

(1) 投資的経費

- ア 公共事業費・県単独公共事業費 別途指示
- イ 継続費・債務負担行為を設定している事業 令和6年度の設定額
- ウ それ以外の投資的経費 所要額

(2) 義務的経費（別途指示する事業・項目に係る経費）

所要額

(3) 義務的経費に準ずる経費（別途指示する事業・項目に係る経費）

所要額

(4) 試験研究費

別途指示する額の範囲内

(5) ブランドプロモーション事業費

別途指示する額の範囲内

(6) 経常経費

別途指示する額の範囲内

(7) その他行政経費

令和5年度6月現計予算の一般財源の90%の範囲内の額で見積もること。

ただし、以下の特別分に該当する場合は、財政課と事前協議の上、見積もることとする。

① 削減額の上乗せ分

次の項目により、一般財源を削減した場合（国制度の廃止や終期設定、単なる事業の組み替え等によるものを除く）は、削減額を上乗せして要求することができるものとする。

- ア シーリング対象外経費の見直し 削減額
- イ 事業の廃止 削減額の20%

② 増収額等の上乗せ分

新たな工夫を講じたことによる歳入確保を行った場合、次のとおり増収見込額等を上乗せして要求することができるものとする。

- ア 当該年度の増収見込額を上乗せ
  - ・ 繁忙期の駐車場有料化、県外者向け利用料金の設定などによる使用料・手

数料の確保(指定管理者制度導入施設にあつては、委託料の減や還元金の増)

- ・ 未利用土地等の貸付、生産物の売り払いなどによる財産収入の確保
- ・ ネーミングライツ、広告料収入の新規開拓 など

イ 前年度の増収額を上乗せ

既存事業へのクラウドファンディングや企業版ふるさと納税による寄附金の確保など

ウ 別途指示する額を上乗せ

ふるさと納税の新たな返礼品の開発

③ その他の特別分

次の項目について、所要額を要求できるものとする。

ア 令和5年度に実施した主要施策・事業協議に提出され、協議の方向性を踏まえ要求を認められた新規事業

イ 全国規模のイベント等で多額の経費を要する事業

ウ 施設の新・増設に伴う管理的経費の増加額

エ 県の支出が義務化しているため、事業の見直しが困難であるとして、別途指定する事業

オ 主要施策・事業協議を経て令和5年度に新規に計上した事業のうち、別途指定する事業

カ 新型コロナウイルス感染症対策に該当する事業のうち、別途指定する事業

キ 人口減少危機対策に該当する新規事業のうち、別途指定する事業

ク 既存業務の効率化に伴う経費の増加額(別途指示する額の範囲内)

ケ その他、総合計画に掲載された施策を進める上で、特に必要な別途指定する事業

10 全庁の業務効率化のモデルケースとなり得る先進的な取り組みを各部局から募集し、選考の上、予算を措置する。

なお、予算見積書の電子化や付属資料の簡素化により聞き取り時間の縮減などを図り、予算編成作業全体にわたる効率化と作業時間の短縮を徹底する。